

福島県こどもの居場所づくり支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、こどもの居場所づくりの取組を支援し、県内のこどもの居場所の空白地域の解消や充足率の向上を図り、こどもたちの社会的孤立を防止するとともに、支援が必要なこどもたちを支援機関に繋げることを目的として、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で福島県こどもの居場所づくり支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとする。

(補助の対象及び補助額)

第2条 補助金は、別表第一に掲げる法人又は団体が別表第二に掲げる事業（以下「補助対象事業」という。）に要する経費（以下「補助対象経費」という。）について、補助対象事業を実施する事業者等（以下「補助事業者」という。）へ交付するものとし、その額は別表第三に定める額を上限に、予算の範囲内で知事が定める額とする。

(申請書の様式等)

第3条 規則第4条第1項の申請書は、福島県こどもの居場所づくり支援事業補助金交付申請書（第1号様式）によるものとし、その提出期限は、知事が別に定める日とする。

2 補助事業者は、規則第4条の規定に基づき補助金の申請を行うに当たり、当該補助金にかかる消費税及び地方消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入に係る消費税及び地方消費税として控除できる部分の金額に及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額をいう（以下「消費税等仕入控除税額」という。）。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

3 規則第4条第2項第2号に規定する別に定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書
- (2) その他参考となる書類

4 申請書及び申請書に添付すべき書類の部数は、1部とする。

(補助金交付の条件)

第4条 規則第6条第1項第1号に規定する別に定める軽微な変更は、次のとおりとする。

- (1) 補助対象経費の20%以内の減額変更をすること。
- (2) 事業の主要な部分に重要な影響を及ぼさない変更をすること。

(変更の承認)

第5条 規則第6条第1項の規定に基づき知事の承認を受けようとする場合は、福島

県こどもの居場所づくり支援事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書（第2号様式）を知事に提出しなければならない。

（申請を取り下げることができる期日）

第6条 規則第8条第1項に規定する別に定める期日は、交付の決定の通知を受理した日から起算して10日を経過した日とする。

（概算払）

第7条 知事は、必要があると認めるときは、概算払の方法により補助金を交付することができる。

2 補助事業者は、前項の規定に基づき補助金の概算払を受けようとするときは、福島県こどもの居場所づくり支援事業補助金概算払請求書（第3号様式）を知事に提出しなければならない。

（状況報告）

第8条 規則第11条の規定により、補助金に係る予算の執行の適正を期するために必要があるときは、補助事業の進捗状況について補助事業者に報告を求め、又は現地調査を行うことができる。

2 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに福島県こどもの居場所づくり支援事業補助金完了報告書（第4号様式）を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第9条 規則第13条の規定による実績報告は、福島県こどもの居場所づくり支援事業補助金実績報告書（第5号様式）に次に掲げる書類を添えて、事業完了の日（事業廃止について知事の承認を受けた場合においては、承認を受けた日）から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日（補助金を全額概算払により交付を受けた場合は、当該年度の翌年度の4月30日）のいずれか早い日までに行うものとする。

（1）事業報告書（第5号様式別紙1）

（2）収支決算書（第5号様式別紙2）

（3）支払いを証する書類（領収書の写し等）

（4）事業の実施状況を確認できる書類（活動の様子を撮影した写真等）

（5）その他知事が必要と認める書類

2 補助事業者は、前項の規定に基づき実績報告を行うに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合は、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（補助金の交付の請求）

第10条 補助事業者は、補助事業が完了した場合は、速やかに福島県こどもの居場所づくり支援事業補助金交付請求書（第6号様式）を知事に提出しなければならない。

(財産処分の制限)

- 第11条 規則第18条第1項ただし書きに規定する別に定める期間は、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間とする。
- 2 規則第18条第1項第2号及び第3号に規定する別に定めるものは、取得価格又は効用の増加価格が10万円以上の機械、器具、その他の備品とする。
- 3 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業が完了した後も善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第12条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合（消費税等仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、速やかに福島県こどもの居場所づくり支援事業補助金に係る消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告書（第7号様式）を知事に提出しなければならない。
- 2 知事は、前項の報告があった場合は、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命じるものとする。

(会計帳簿等の整備等)

- 第13条 補助金の交付を受けた補助事業者等は、補助金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、補助事業等の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかななければならない。

附則

この要綱は、令和5年7月14日から施行し、令和5年度分の補助金から適用する。

附則

この要綱は、令和6年3月19日から施行し、令和6年度分の補助金から適用する。

別表第1（第2条関係）

<p>補助の対象となる法人又は団体</p>	<p>補助金の趣旨に合致する活動を行う特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、社会福祉法人、学校法人、任意団体等の非営利の法人又は団体であって、次に掲げる要件に適合すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 営利活動、宗教活動及び政治活動を主たる目的としていないこと。 2 著しく特定の個人又は団体の利益を図る活動を実施していないこと。 3 公序良俗に反する活動を実施していないこと。 4 事業を的確に遂行する意欲や能力を有していること。 5 継続的に活動を行う法人又は団体であり、一度限りのボランティア活動等を行うものではないこと。 6 定款、規約又はそれに相当する文書を有し、適正な事業計画書、予算及び決算書が整備されていること。 7 次のいずれにも該当しないこと。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する暴力団をいう。） (2) 暴力団員（法第2条第6項に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者が役員等となっている団体 (3) 役員等が、自己、自団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている団体 (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している団体 (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している団体 (6) 契約の相手方が、第1号から第5号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結している団体 8 国税及び地方税を滞納していないこと。 9 福島県内に法人又は団体の事務所等を有していること。
-----------------------	---

別表第2（第2条関係）

補助対象事業	補助対象経費
1 こどもの居場所を新たに開設する事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 需用費（消耗品費、印刷製本費、修繕料） ・ 役務費（通信運搬費） ・ 負担金
2 こどもの居場所を広域的に支援する事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 報酬 ・ 報償費 ・ 旅費 ・ 需用費（消耗品費、印刷製本費、修繕料） ・ 役務費（通信運搬費） ・ 委託料 ・ 使用料及び賃借料

別表第3（第2条関係）

補助対象事業	補助率	補助上限額
1 こどもの居場所を新たに開設する事業	5分の4以内	30万円
2 こどもの居場所を広域的に支援する事業	5分の4以内	80万円

※補助額は、補助対象経費の合計額（収支予算書（第1号様式別紙2）の支出額の合計）から補助事業に充当する収入額の一部（参加者負担金及びその他助成金（併用可能なものに限る））を除いた額に補助率を乗じて得た額とする。

※補助額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。